陳情 第11号

受付 平成28年 6月28日

付託 平成28年 9月 1日

一部事務組合の見直しを求める陳情

• 陳情趣旨

取手市、平成28年度一般会計予算書P78には"災害対策等に要する経費"として、31,675,000円計上され、その内訳の1つとして"利根川水系県南水防事務組合"負担金14,022,000円の計上がある。今の日本における政治家による税の使い方について、多くの自治体で批判があるところ、すでに決算書として明らかな利根川水系県南水防事務組合、平成26年度分によれば歳入は負担金として取手市14,022,000円、つくば市1,446,000円、龍ケ崎市1,354,000円、つくばみらい市1,028,000円、牛久市150,000円と説明し、取手市の負担額が突出し、他の自治体は極めて少額負担であることを報告している。歳出の議会費として議員報酬16名分で422,000円、旅費(費用弁償)250,000円、交際費(香典)5,000円の計677,000円、管理費12,325,970円、警備費3,470,384円で支出合計16,473,354円で残金1,526,646円と報告している。

同組合議会を構成する議員は取手市議会議員5名、市民議員3名、つくば市議会議員2名、市民議員1名、龍ケ崎市議会議員2名、つくばみらい市議会議員2名、牛久市議会議員1名の計16名が存在し、総額予算18,000,000円の予算・決算・その他公務について、16名も議員の必要性が発見できない。取手市が突出した負担金の理由は何なのか。委託制度によれば議会費677,000円、その他歳出の一部も含め、自治体別の行政で行う事により税の公平・公正を保てるのではないか。

きぬ川氾濫の際、自衛隊、警察官、消防職員、地区消防、市職員、ボランティアなどの活躍する姿は報道などで知ることができたが、議員の姿は皆無であった。

当該組合議会の旅費の使い方は視察と称する慰安旅行か修学旅行のようで政治家の仕事と責任なのであろうか。更なる無駄遣いの範囲のものではないか。以上、同組合については一部事務組合事業とする無駄と委託事業とできない理由が判然としないので税の無駄を省くため、取手市議会として調査研究を速やかにされることを求め陳情する。

陳情事項

1. 陳情趣旨全般に亘り、御理解の上、一部事務組合の見直しについて、調査研究をすること。

以上、陳情する。個人情報については公開を可とする。

平成28年6月28日

陳情者 住所 取手市米ノ井 126-38 氏名 坂巻 弘始 陳情 第13号

受付 平成28年 8月17日

付託 平成28年 9月 1日

いじめ防止対策推進法施行に鑑み市条例制定を求める陳情

• 陳情趣旨

いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日公布され、平成28年6月30日現在、取手市立小学校児童不登校16名、中学校児童不登校55名、これは病気以外の理由によるものである。同法第2条はいじめの定義について、心理的又は物理的な影響を与える行為によって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとし、第4条、児童等はいじめを行ってはならないといじめの禁止を強く示し、更に国、地方公共団体、学校設置者、学校及び学校の教職員、保護者などの責務を明示している。そしていじめ防止基本方針の定めとあるもいじめを受けた結果、不登校という事実行為についての当該児童に対する救済方法については第23条、いじめに対する措置として通報・確認・指導・助言等の言葉はあるも同条第4項にいじめを行った者と受けた者を隔離させ、教育を受けられるよう必要な措置を講ずるとしているが、いかなる理由であれ不登校になる児童には、自身の意思は強固なものが示された心理的行為であって教育を受けることができる方法は教職員、保護者、カウンセラー、そして児童の親友などの手助けが欠かせないことと学校設置者の財政措置である。

児童らにとって学校とは希望を実現する価値がある学びの場として、大人たちはそのことを届けるため残念ながら現在不登校児童が居ることを強く認識し、児童たちが前進する方策を考えることは誰がではなく、同法全体に示されている大人の責務と考える。

平成27年12月、取手市議会定例会における取手市のいじめの現状といじめ防止対策推進 法に対する質疑がなされている。教育委員会による答弁には学校との関連の中で現在できる 相当範囲の事を示されているようであるも学校の設置者としての取手市政策推進部長はい じめ防止の責任ある所掌事務、部署がない現状であると同時に例え話で施設等があると答弁 している。又、同法第10条、財政上の措置等に関し、予算措置の総額の質疑には教育部長 は即答されていない。その後の答弁には予算書に表示された事業とは合致しないものである こと。このような学校設置者としての同法に対する答弁であれば、いじめ防止を推進するた めの各措置は不可能であると考えざるをえない。平成27年末でスマホを持つ人が53.1%に なり、ラインを使う小学校高学年児童は37%、中学校児童59%で今学校のいじめの大半が ラインを介していると言われており、いじめの内容は仲間外れ、無視、陰口等が主な行為で 弊害を排除するためには企業の社会的責任と大人たちの責任が大きいものと考えます。現在 小・中学生 71 名が不登校である現実といじめを防止することと同時進行でこれら不登校児 童を救済することは住みよい取手にするためにもマッチする事業ではないでしょうか。28 年度取手市一般会計予算には生活保護法・生活困窮者自立支援法を根拠に生活困窮者学習支 援事業に要する経費として1,514,000円計上され運用が行なわれているが、これは学校教育 法第25条保護者に対する援助に相当する事業とも考えられ、事業を継続させることは憲法 第26条、教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償の定め、更に児童憲章には児童 は、よい環境のなかで育てられる。そして、すべての児童は就学のみちを確保され、また、 十分に整った教育の施設を用意されるとある。又、学校教育法第2条は第1条の学校の設置 者について示し、第29条及び第40条は小・中学校の設置義務を市町村に課している。教育 基本法第4条、義務教育9年間、受けさせる義務。同法第10条2項、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を教育行政の役割と位置付けていることを踏まえ、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、地方公共団体、学校設置者は、不登校児童の教育救済を含め、いじめと特化せず、同法第6条及び第7条の責務を明確にし、不登校児童を減らす政策を実施するためにも、いじめ防止に関する条例の制定を求め陳情するものです。

• 陳情事項

基本理念に基づくいじめ防止基本方針を実務化させるため、特に次の5項目を明確に示し、 条例を制定すること。

- 1. 取手市のいじめ防止対策推進の責任ある所掌事務及び部署を明確にすること。
- 2. 不登校児童の措置を明確にすること。
- 3. カウンセラー制度の更なる充実と手続きの簡素化。
- 4. 心理テスト (QUテスト) の明文化。
- 5. 予算措置を明示すること。

以上、陳情する。個人情報の公開を可とする。

平成28年 8月17日

陳情者

住 所 取手市米ノ井 126-38

氏 名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿

陳情 第14号

受付 平成28年 8月22日

付託 平成28年 9月 1日

政治倫理条例をディシプリンある条例条文とすることを求める陳情

• 陳情趣旨

平成28年8月17日、政治倫理審査会が発した意見書の閲覧をしたところ、意見書の字面をみる限り、同審査会は政治倫理条例が示す審査会として当年度分審査の範囲をこえて、過年度分報告書や他の条例を基に審査したと記載し、更に同条例第12条5項の訂正等を職権により実行した上で同意見書を発せられていると読みとれるものである。結果、同条例第15条及び第22条に該当する行為は発生しないことになり、同条例第1条・第2条は何のために制定してあるのか。これは政治倫理条例の不備なためか、政治倫理審査会委員の選出基準に不備があるのか。これらについて速やかに再考されることを求め陳情する。

• 陳情事項

- 1. 政治倫理条例を法が定める市長のみに変更すること。
- 2. 市議会議員に条例が必要であれば議員等が記載できる範囲を明示すること。
- 3. 政治倫理審査会が審査する範囲を明確に表示すること。
- 4. 政治倫理審査会委員選出過程を公開すること。

以上陳情する。個人情報の公開を可とする。

平成28年 8月22日

陳情者

住 所 取手市米ノ井 126-38

氏 名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿